

洲本市地球温暖化対策 実行計画【区域施策編】

～脱炭素社会の実現に向けた60のアクションプラン～

<概要版>

令和7年3月策定

計 画 策 定 の 背 景

本市は、一年を通じて比較的晴れた日が多く温暖な気候で、東には朝日が昇る大阪湾、西には夕日
が美しい播磨灘、南は太平洋に繋がる紀淡海峡に面し、また、「淡路富士」と称される先山、瀬戸内海国
立公園に指定された三熊山や五色浜など、豊かな自然に恵まれています。

一方で、近年、地球温暖化が原因とされる異常気象が日本や世界各国で見られ、農業や生態系、健
康、災害等、あらゆる場面で被害が増加しています。本市では、豊かな自然を将来にわたって維持し、
自然と共存した快適で活力のあるまちを目指すことが私たちの使命であると考え、脱炭素社会の実現
に向けた洲本市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】を策定しました。

なお、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計
画及び「気候変動適応法」に基づく地域気候変動適応計画として位置付けています。



地 球 温 暖 化 と は ？

地球温暖化とは、二酸化炭素(CO₂)などの熱を吸収する性質を持つ「温室効果ガス」が、人間の活動
に伴って排出され、大気中の濃度が高まり、地球の気温が上昇する現象のことです。私たちは、産業革
命以降、石炭や石油などの化石燃料を消費してきました。それに伴って温室効果ガスが排出され、地球
温暖化が進行しています。

地 球 温 暖 化 の 影 響

近年、台風の大型化や異常気象等により、河川氾濫や熱中症
による救急搬送者数が増加するなど防災や健康、また農業や生
態系等の分野で、気候変動の影響が既に顕在化しつつあり、気
候変動問題は、今や「気候危機」とも言われています。既に世界
的に平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測され
ています。また、地球温暖化の進行に伴い、今後、極端な気温や
降水などのリスクが更に高まることが予想されています。



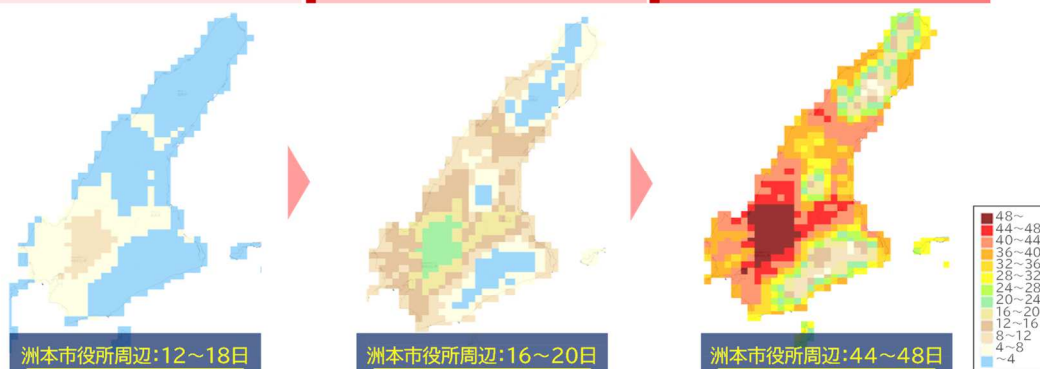
(出所)環境省「地球温暖化と私たちの暮らし・未来」

現在、市役所周辺における猛暑日の年間日数は、平均8日間程度ですが、最も気温上昇が高いシナリ
オ(RCP8.5)では、今世紀末には、年間 44～48 日間も猛暑日となる予測となっています。

2020年～2040年の猛暑日日数

2040年～2060年の猛暑日日数

2080年～2100年の猛暑日日数



(出所)国立環境研究所 A-PLAT ウェブサイト公開情報(RCP8.5)より作成

計画期間・基準年度

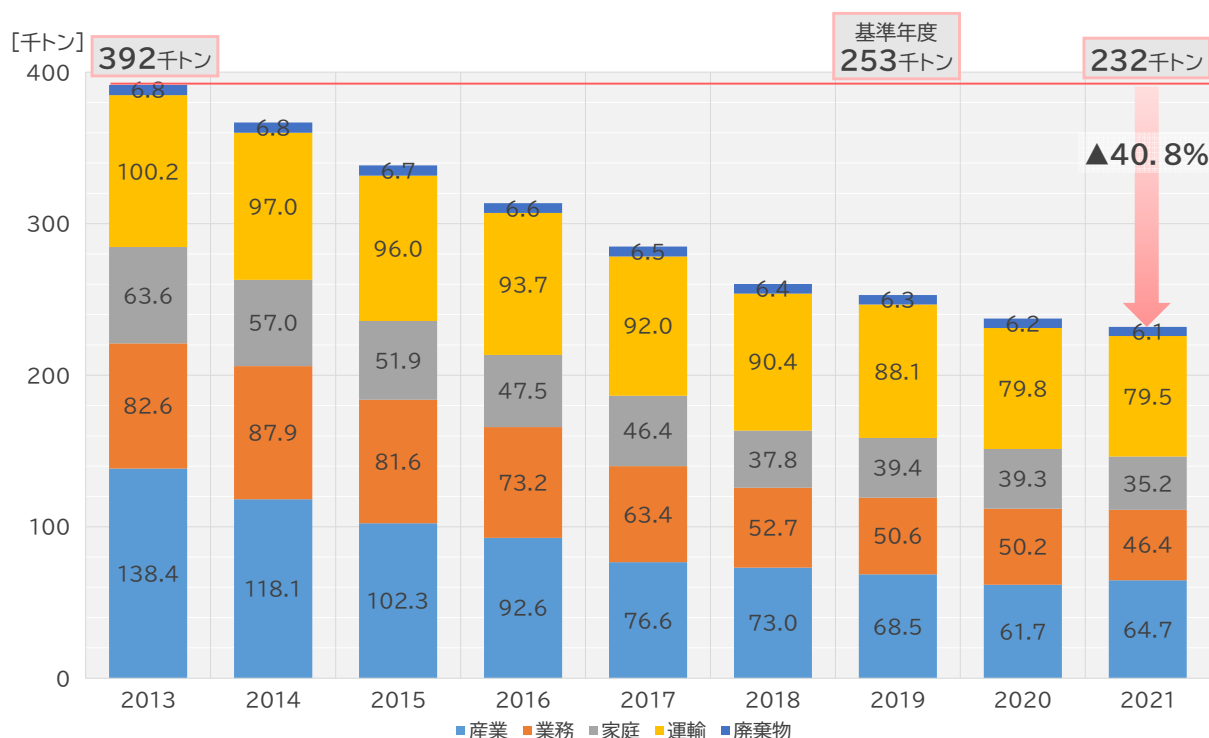
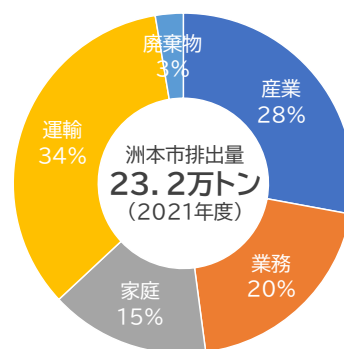
本計画の期間は、令和7(2025)年度から令和17(2035)年度までの11年間とし、基準年度は、令和元(2019)年度とします。

本市の地域特性を踏まえた脱炭素政策の推進

本市は、少子高齢化の進行やそれに伴う一次産業の担い手不足など、様々な地域課題が存在する一方、御食国(食)・温泉(宿泊)・城下町(まちあるき)・国立公園(豊かな自然)など、様々な観点で地域特性(強み)を有しています。今後、カーボンニュートラル社会の実現に向けて、こうした地域の強みを活かしながら、市民・事業者などのあらゆる主体と連携しながら省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入、森林保全等の対策を推進し、地域課題の解決やまち全体の魅力向上を図り、“にぎわい”のあるまちを目指していきます。

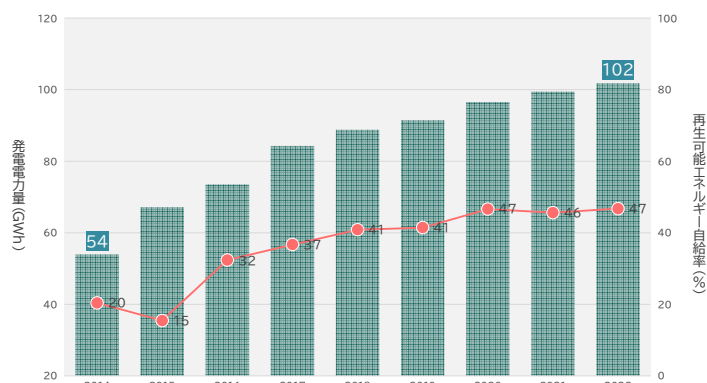
温室効果ガス排出量の現状と将来推計

本市の温室効果ガス排出量は、令和3(2021)年度における排出量は232千トン-CO₂で、平成25(2013)年度比で40.8%減、本計画の基準年度である令和元(2019)年度比で8.3%減となっています。なお、部門別では、以前は最も排出量が多かった産業部門の削減が進み、平成28(2016)年度以降は運輸部門の排出が最も多くなっています。主な減少要因としては、電気の二酸化炭素排出係数の低減、人口減少、経済活動の鈍化(製造品出荷額の減少等)が挙げられます。



本市の再生可能エネルギーの導入状況

本市の再生可能エネルギーの導入量は、令和4(2022)年度で102GWhであり、直近8年間で1.9倍に増加しています。また、令和4(2022)年度における市内の電力使用量は218GWhであり、電力使用量の47%に相当する量を再生可能エネルギーによって発電していることになります。なお、電源の種類別では、大半が太陽光発電となっています。



2050年カーボンニュートラルに向けたアプローチ

本計画の目標年度である令和17(2035)年度までの約10年間で、徹底した省エネルギーの推進や、市域におけるポテンシャルを有効活用した再生可能エネルギーの導入を推進します。令和17(2035)年度以降は、更なる取組を推進するとともに、新たな技術革新やその導入により、2050年のカーボンニュートラルの実現を目指します。2050年度時点において、省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの導入を推進しても、どうしても削減できない二酸化炭素排出量については、森林による二酸化炭素吸収量等により相殺することで、2050年カーボンニュートラルの実現を目指します。

■ カーボンニュートラルに向けたアプローチ(考え方)

① 徹底的な省エネルギー化によるエネルギー使用量の低減(電化含む)



② 再生可能エネルギーの最大限の導入(周辺環境への配慮が前提)



③ 森林保全等による二酸化炭素吸収量の確保

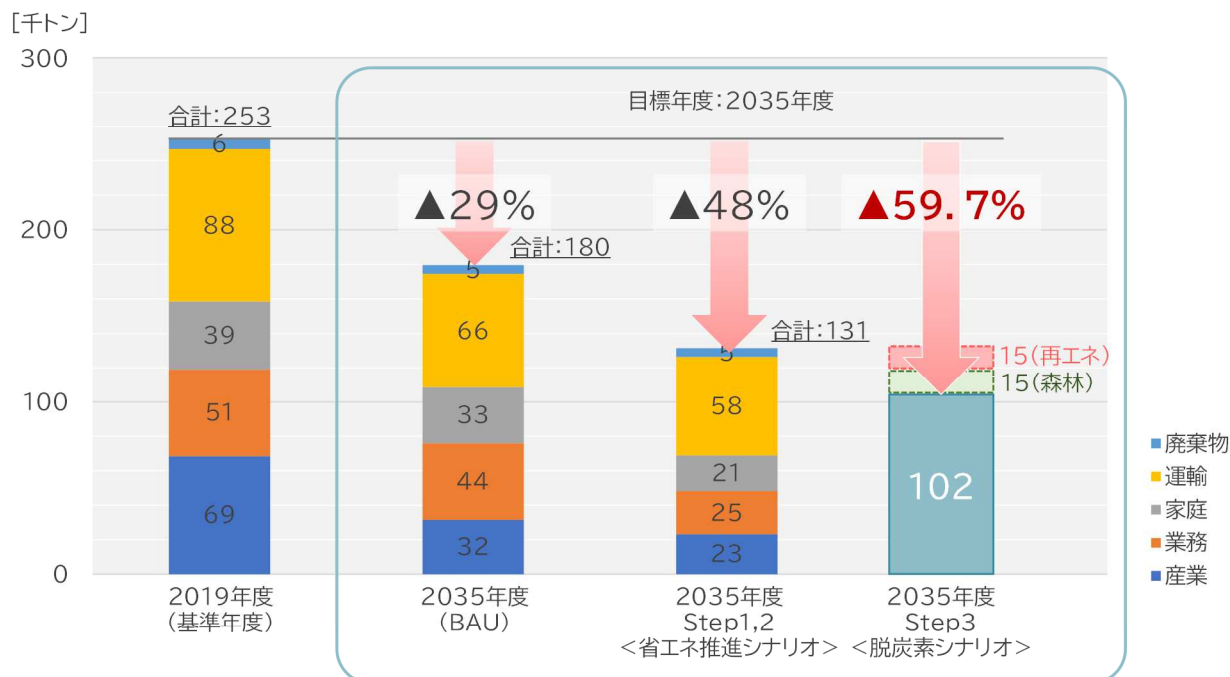
温室効果ガス排出量の将来推計

今後、追加的な対策を行わないで、現状のまま推移する場合(現状趨勢ケース=BAU)の排出量の将来推計結果は令和12(2035)年度の温室効果ガス排出量で180千トン-CO₂となります。さらに、アンケート結果等をもとに推計した省エネ推進ケースでは131千トン-CO₂、さらに再エネ導入・森林吸収量を加味したケースでは、102千トン-CO₂となります。

■ 再生可能エネルギーの導入量の目標設定の考え方

➔ 再生可能エネルギーによる電力自給率100%を目指し、73GWhの追加導入を目標とします。

※ 自然趨勢(BAU)ケースにおける令和17(2035)年度の電気使用量(約172GWh)を賄える量の再生可能エネルギーの導入を目指します。



温室効果ガス排出量の目標設定

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が令和5(2023)年3月に公表した第6次評価報告書(AR6)統合報告書によると、産業革命以前に比べて世界の平均気温の上昇を1.5℃以内に抑えるためには、世界全体の温室効果ガス排出量を令和元(2019)年比で令和17(2035)年に60%削減する必要がありますと示されました。また、同年7月に開催されたG7広島サミットの共同声明においても、「2035年までに約60%削減することの緊急性が高まっていることを強調する」と明記され、IPCCの呼びかけに応える姿勢が示されました。こうした世界的な動きに加え、本市における脱炭素シナリオの試算結果も踏まえて、本計画における温室効果ガス排出量の目標は次のとおりとします。

令和17(2035)年度の温室効果ガス排出量の目標

令和元(2019)年度比で**60%**削減することを目指します。

※ 本目標は、国の地球温暖化対策計画の基準年度である平成25(2013)年度比に置き換えると「74.2%削減」となります。

本市の目指す将来像

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、特に今後の10年間の取組が重要になります。そのためには、行政と市民・事業者・NPO団体などあらゆる主体が連携して、この重要な課題に取り組んでいく必要があります。

これまで、市民のライフスタイル、事業者のビジネススタイルは、少しずつ環境に配慮したものに変わってきています。その変革のスピードを上げて、本市の新しい「あたりまえ」なライフスタイル・ビジネススタイルを、市民、事業者の皆さまといっしょに作っていきます。

目標達成に向けた施策体系

将来像の実現に向け、6つの基本方針に沿って、対策・施策を進めていきます。

基 本 方 針		内 容
省エネ	省エネルギー対策の推進	① 市民の省エネ行動の促進 ② 事業者の脱炭素経営の促進 ③ 住宅・建築物の省エネ化の促進
再エネ	再生可能エネルギーの導入拡大	① 太陽光発電の導入促進 ② 市民・事業者の再エネ電気の導入促進 ③ 多様な再生可能エネルギーの導入促進
まちづくり	環境に配慮したまちづくり	① まちの緑化や森林・藻場の保全の推進 ② 交通手段の脱炭素化の推進 ③ 環境に配慮した農業・漁業・観光業の推進
資源循環	循環型社会の形成	① ごみの減量・リサイクルの促進 ② 食品ロスの低減・再資源化の促進 ③ 環境に優しい素材・商品の選択の促進
教 育	次世代を担う子どもたちの育成	① 体験型の環境学習の場の提供 ② 地域や事業者と連携した人づくり ③ 「食育」などによる地元への愛着の醸成
地域活性化	地域課題の解決との両立	① 脱炭素化を通じた地域の“にぎわい”創出 ② 「こころ」も「からだ」も健やかな社会の実現 ③ 市民生活における安心・安全の確保

基本方針1 省エネルギー対策の推進

①市民の省エネ行動の促進

省エネとは「我慢すること」だと思いませんか？

環境省は、我慢するのではなく、豊かで環境にもやさしい暮らしをめざす「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」(通称デコ活)を展開しています。ご家族で楽しみながら省エネを実践し、地球に優しく、快適で健康なライフスタイルへの転換を図りましょう。

主な施策・事業

- 1 見える化(うちエコ診断など)を通じた気づき・行動の実践
- 2 脱炭素ポイントの導入等による行動変容を通じた市民運動の推進 
- 3 事業者と連携した省エネ家電の買替促進
- 4 宅配便の再配達削減に向けた取組推進
- 5 様々な主体と連携した省エネに関する環境教育の拡充



60のアクションプランのうち特に重点的に取り組む施策

②事業者の脱炭素経営の促進

事業者には、脱炭素経営に取り組み、また、脱炭素を事業成長として捉えることが求められます。脱炭素経営により、新たな事業機会の獲得や、金融機関からの有利な資金調達につながることもあります。また、脱炭素経営は金銭的なメリットだけでなく、社員のモチベーション向上や人材獲得を通じて、企業活動の持続可能性の向上をもたらします。「選ばれる企業」を目指す脱炭素経営を啓発します。

主な施策・事業

- 6 地域金融機関・商工会議所と連携した中小企業への脱炭素経営の促進 
- 7 中小企業向けの排出量の可視化や省エネルギー診断受診の支援
- 8 中小企業向けの高効率機器や再エネ設備の導入支援
- 9 エコアクション 21 など環境認証システムの普及啓発
- 10 脱炭素経営宣言事業者の認定・登録制度の創設

③住宅・建築物の省エネ化の促進

本市では、市民が誰ひとり取り残されることなく、誰もが豊かにいきいきと暮らせる「まち」の実現を目指し、令和6(2024)年4月に「健幸すもと”いきいき”プラン」を策定しました。本計画では、基本理念として、「”こころ”も”からだ”もずっと健幸なまち すもと」を掲げており、その実現に向けては、住宅環境の改善も重要と考えています。

家の断熱・気密性能を高める「省エネリフォーム」は、体感温度が上がる・ヒートショックになりにくい・フレイル予防につながる・カビが生えにくくなる・防音効果が高くなるなど、快適な暮らしや健康につながり、住む人の生活に豊かさをもたらすことが期待されます。

こうした考えのもと、本市では、健康で快適な省エネ住宅の普及を促進します。

主な施策・事業

- 11 空き家等を対象にした住宅の省エネリフォームの支援 
- 12 国・県等と連携した省エネ住宅化(ZEH 含む)の推進
- 13 地域金融機関が行う省エネ住宅化(ZEH 含む)の推進
- 14 建築物(オフィス等)の ZEB 化の推進
- 15 公共施設における率先した ZEB 化の推進

基本方針2 再生可能エネルギーの導入拡大

①太陽光発電の導入促進

本市は、日照時間が長く、太陽光発電設備の導入に適した気候といえます。

特に、屋根の上に設置する太陽光発電設備は、新たな開発等を伴わず、取り組みやすい再生可能エネルギーの導入であることに加え、発電した電気を建物で利用することが可能です。

以上のことから、本市では、屋根上への太陽光発電設備の導入を推進します。

主な施策・事業

- 16 太陽光発電設備の発電シミュレーションを活用した住宅等への導入促進
- 17 太陽光発電設備・蓄電池の調達を促す新たな仕組みの検討 
- 18 地域金融機関と連携した住宅・事業所への太陽光発電設備等の導入推進
- 19 うちエコ診断を契機とする太陽光発電導入の促進
- 20 公共施設における計画的な太陽光発電設備の導入

②市民・事業者による再エネ電気の需要創出

太陽光発電設備等の再エネ設備を導入するだけでなく、他者が設置した再エネ電源から発電された再エネ電気を購入することも、再生可能エネルギーの普及に貢献する取組といえます。

一方、市民・事業者向けのアンケート調査では、二酸化炭素排出量が少ない電気メニューを調達している市民は 6.9%、事業所は 9.7%となっています。

大企業を中心に、世界的に企業による再エネ電気を調達する動きが強まっている中、本市の市民・事業所における再エネ電気の需要の創出を図ります。

主な施策・事業

- 21 市民及び市内事業者による再エネ電気調達に係る意識醸成
- 22 再エネ電気の調達を促す新たな仕組みの検討 
- 23 公共施設で調達する電気の再エネ電力への切替の検討

③多様な再生可能エネルギーの導入促進

本市における再生可能エネルギーの導入については、第6章第2項に示したとおり、太陽光発電が大半となっています。引き続き、導入ポテンシャルの高い太陽光発電(特に屋根の上への設置による自家消費)の導入促進を進めますが、安定的な再生可能エネルギーの導入という観点からは、天候に左右されないバイオマス発電や小水力発電等の導入も重要となります。地域の活性化や災害時の活用の観点からも重要となる多様な再生可能エネルギーについて、周辺環境にも配慮した導入を促進します。

また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては地中熱や海洋エネルギー等の活用も重要であり、関係機関と連携の上、活用に向けた調査・研究を行います。

主な施策・事業

- 24 間伐材等を活用した温浴施設等におけるバイオマスの熱利用の促進
- 25 多様なバイオマス資源を活用した電気利用・熱利用の検討
- 26 福祉施設等(熱需要が多い施設)における太陽熱利用システムの導入促進
- 27 公共施設における再生可能エネルギーの導入検討 

基本方針3 環境に配慮したまちづくり

① まちの緑化や森林・藻場の保全の推進

地球温暖化対策は、家庭や事業所における対策だけでなく、地域全体で環境にやさしいまちづくりを行うことが重要です。例えば、CO₂吸収策としてのまちの緑化や森林保全は、ヒートアイランド対策の具体的な取組として挙げられます。こうした取組は、グリーンインフラと呼ばれる自然環境が持つ機能を活用した防災力・減災力の向上にも繋がります。

主な施策・事業

- 28 都市緑化の推進
- 29 森林保全・里山保全や集落の美しい景観の保護
- 30 公共施設における木材の利用
- 31 藻場の保全によるブルーカーボンの創出推進 



② 交通手段の脱炭素化の推進

本市の市街地は、都市機能や生活に必要な施設・店舗が集約されたコンパクトなまちとなっています。こうした集約型の都市構造(コンパクトシティ)は、交通・土地利用における温室効果ガスの排出量が少ないまちといえます。

今後、効率的な公共交通機関網の整備や電気自動車の充電インフラの整備を推進し、交通の観点から脱炭素化の推進を図ります。

なお、自宅に電気自動車の購入と合わせて V2H(Vehicle to Home)を導入することで、災害時等にも、電気自動車に充電されている電気を自宅の電気として使うことができます。

主な施策・事業

- 32 公共交通機関等における環境配慮型モビリティの導入促進 
- 33 市内主要施設等への電気自動車の充電設備の整備
- 34 自転車を活用したまちづくりによる自動車利用の転換促進
- 35 市民・事業者のエコドライブ(ふんわりアクセル等)の推進
- 36 公用車の電動化や出張時の職員の自転車利用の推進
- 37 長距離バスでの旅行者等を対象にした電気自動車の利用環境の整備



③ 環境に配慮した農業・漁業・観光業の推進

本市を含む淡路島は、御食国の一つとして、山海の幸を大和朝廷に献上した食材の宝庫であり、今も生産者の手を通じて、市民や観光客に新鮮な食材を届けています。こうした農業・漁業の現場においても、二酸化炭素は排出されており、脱炭素化の取組が求められています。また、そうした食材を提供する飲食店・旅館等においても、食品ロスの削減や再資源化の取組が求められています。本市は、こうした取組の推進を目指します。

主な施策・事業

- 38 スマート農業の推進 
- 39 有機農業等の環境配慮型農業の推進
- 40 地域資源循環型農業の推進
- 41 漁業における漁船の燃料使用量削減の取組の推進
- 42 観光業等における食品ロス低減や資源循環の取組の促進
- 43 地産地消や規格外食材の利用による食品ロス低減の取組の促進

基本方針4 循環型社会の形成

①ごみの減量・リサイクルの促進

本市では、平成 30(2018)年度に「洲本市 25%ごみ減量化作戦」を発表し、「1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量」を令和4(2022)年度までに 500g(平成 28(2016)年度比 24.1%減)に削減することを目標にごみの減量・リサイクルの推進に取り組んできました。引き続き、循環型社会の実現に向け、ごみの減量・リサイクルを促進します。

主な施策・事業

- 44 3R+Renewable 活動の推進
- 45 市公式 SNS 等を活用したごみ減量化の普及啓発 
- 46 使い捨て製品の抑制等によるプラスチックごみ削減の推進
- 47 市役所から排出されるごみの減量・リサイクルの推進

②食品ロスの低減・再資源化の促進

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。日本では令和4(2022)年度に、約 472 万トンの食品ロス(家庭から約 236 万トン、事業者から約 236 万トン)が発生したと推計されています。食品ロスを減らすために、買い物の時、調理の時、保存の時、外食する時など、様々な場面で有効な対策を推進します。

主な施策・事業

- 48 小売業者等と連携した食品ロス削減の推進 
- 49 飲食店等と連携した顧客ニーズに応じた食品ロス対策の選択肢の提供
- 50 市公式 SNS 等を活用した使い切りレシピの発信
- 51 外食時(宴会等)における「3010(さんまるいちまる)運動」の推進

③環境に優しい素材・商品の選択の促進

普段の買物の際に、詰め替え商品や再生資源を活用した商品など、環境負荷の小さな素材・商品を購入することも、立派な地球温暖化対策の取組です。こうした商品は環境ラベルなどで判断することが

できます。買物をするとき、商品の価格、性能、安全性は皆さん当然意識されていると思います。これにもう一つ「環境」という視点をプラスしてみませんか。このような買い物とする人のことを「グリーンコンシューマー」と呼びます。

一人ひとりが日々の消費活動を通じて、グリーンコンシューマーになれば、社会を変える大きな一歩となります。本市は、このグリーンコンシューマーの増加を目指します。

主な施策・事業

- 52 商品・サービスの環境負荷を示す「環境ラベル」の認知向上の取組 
- 53 「グリーンコンシューマーの買い物 10 の原則」の市民への普及促進
- 54 行政による積極的なグリーン購入の実施

基本方針5 次世代を担う子どもたちの育成

① 体験型の環境学習の場の提供

本市は、森・海・川と豊かな自然環境に恵まれています。時代とともに、子どもたちの自然や生物に直接触れるような外での遊びの時間は減少してきています。次代を担う本市の子どもたちに、自然や生物と触れ合う体験型の環境学習の場を提供することで、健やかな成長を促進するとともに、本市への愛着を育みたいと考えています。

主な施策・事業

- 55 事業者（農林水産業等）と連携した子どもたちの体験学習の場の提供 
- 56 再エネ見学ツアーや親子再エネ工作教室による再エネ普及啓発の推進

② 地域や事業者と連携した人づくり

子どもたちの環境学習や環境保全活動の機会を充実させるためには、行政や教育現場での取組だけでなく、各地域や事業者との連携や、各地域において主体的に環境教育を推進する人材の育成が大切と考えています。

主な施策・事業

- 57 地域の環境教育の担い手の育成
- 58 地域の環境教育の担い手による活動の支援

③ 「食育」などによる地元への愛着の醸成

いにしえの人々を魅了した食材の素晴らしさは現在も変わらず、本市は食材の宝庫であり続けています。こうした食材の地産地消や食べ切り等に関する食育の推進等を通じて、子どもたちの地元への愛着の醸成を図ります。

主な施策・事業

- 59 生産者と連携した体験を通じた食育の実施
- 60 学校給食と連動した食育の推進

基本方針6 地域課題の解決との両立

これまでに示した施策には、環境面以外の様々な側面から地域にメリットをもたらすことが期待されるものもあります。庁内部局間で連携しながら、脱炭素化の取組と地域課題の解決の同時実現を目指す施策を推進します。

①脱炭素化を通じた地域の“にぎわい”創出

地域の脱炭素化の取組は、新たな産業を創出したり、地域経済の屋台骨となる中小企業の競争力強化など、地域の活性化へもつながります。また、交通政策(自転車道の整備)や森林・里山保全等の取組は、グリーンツーリズム等の観光振興にもつながる取組と言えます。

主な関連施策・事業

- 11 空き家等を対象にした住宅の省エネリフォームの支援 **移住**
- 33 市内主要施設等への電気自動車の充電設備の整備 **観光**
- 34 自転車を活用したまちづくりによる自動車利用の転換促進 **健康**
- 55 事業者(農林水産業等)と連携した子どもたちの体験学習の場の提供 **教育**

②「こころ」も「からだ」も健やかな社会の実現

衣食住・移動・買い物など日常生活における脱炭素行動の中には、「こころ」や「からだ」を健やかにする取組も多く存在します。例えば、高断熱・高気密な省エネ住宅は、家計に優しいだけでなく、カビやダニの発生を抑制したり、結露を防いだりするなど、心も体も健やかに暮らせる住宅でもあります。こうした「地球にやさしい行動・取組」は、「自分や家族にやさしい行動」とも言えます。

主な関連施策・事業

- 2 脱炭素ポイントの導入等による行動変容を通じた市民運動の推進 **ウェルネス**
- 4 宅配便の再配達削減に向けた取組推進 **利便性**
- 12 国・県等と連携した省エネ住宅化(ZEH 含む)の推進 **ウェルネス**
- 55 事業者と連携した子どもたちの体験学習の場の提供 **教育**
- 56 再エネ見学ツアーや親子再エネ工作教室による再エネ普及啓発 **教育**

③市民生活における安心・安全の確保

脱炭素社会は、地域に分散されたエネルギー源(太陽光発電設備や蓄電池等)を活用することにより、災害時のエネルギー供給という観点でも優れた安心・安全な社会といえます。また、森林保全等は森林吸収量の確保という脱炭素の観点だけでなく、土砂災害の予防にもつながりますし、エコドライブは交通事故の予防にも寄与(=自動車保険料の低減等の効果も期待)します。

主な関連施策・事業

- 11 空き家等を対象にした住宅の省エネリフォームの支援 安全
- 17 太陽光発電設備・蓄電池の調達を促す新たな仕組みの検討 防災・減災
- 18 地域金融機関と連携した太陽光発電設備等の導入推進 防災・減災
- 29 森林保全・里山保全や集落の美しい景観の保護 防災・減災
- 35 市民・事業者のエコドライブ(ふんわりアクセル等)の推進 交通
- 39 有機農業等の環境配慮型農業の推進 食の安全

計画の管理指標(KPI)とその目標値

管理指標	現状値	目標値	管理指標	現状値	目標値
省エネルギー対策の推進(市民)			環境に配慮したまちづくり		
高効率給湯器の普及率	30%	60%	県緑条例の年間緑化面積	945m ²	2,000m ²
断熱窓の普及率	24%	50%	EV 充電設備の設置数	23 か所	100 か所
EV 等普及率	25%	50%	循環型社会の形成		
省エネルギー対策の推進(事業者)			1人当たり家庭系ごみ排出量	530g	419g※
BEMS 普及率	0%	20%	一般廃棄物のリサイクル率	12.4%	20%
EV 等普及率	53%	100%	※ 一般廃棄物処理基本計画の 2029 年度目標数値		
再生可能エネルギーの導入拡大					
太陽光導入率(世帯当たり)	7.6%	18%			
公共施設の太陽光導入	441kW	1,000kW			

気候変動の適応策とは

気候変動対策は大きく 2 つに分けることができ、「緩和策」と「適応策」に区分されます。「緩和策」とは温室効果ガス排出量を抑制する取組のことで、脱炭素化とも呼ばれます。

一方で、「適応策」は気候変動により生じる影響に合わせて自然や社会の在り方を調整し対応する取組のことです。「緩和策」により温室効果ガス排出量を大幅に削減できたとしても、気候変動が様々な分野に与える悪影響が直ちに止まることはありません。自然生態系や社会・経済システムを調整することにより、気候変動による悪影響を軽減することが重要となります。

緩和とは？

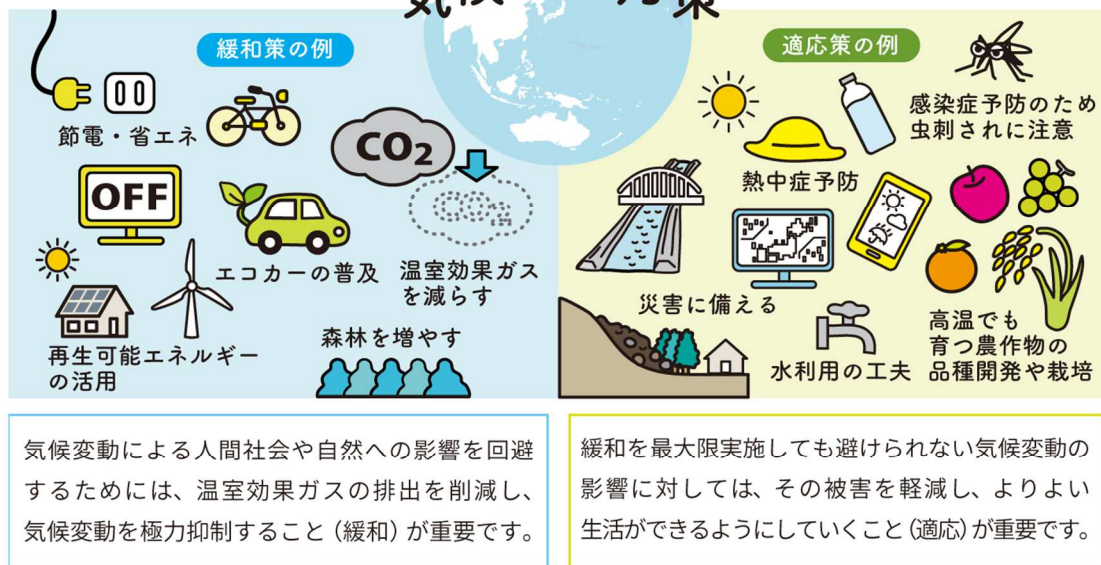
原因を少なく

2つの

気候変動対策

適応とは？

影響に備える



気候変動の適応策の推進

本市において影響が大きいと考えられる代表的な項目について、その影響を回避・軽減するため、以下の適応策を推進します。

①農林水産業分野

- 気候変動によって受ける影響の将来予測等を発信することで生産者等の対策を促します。
- 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構や兵庫県南淡路農業改良普及センターが実施する農作物の高温耐性品種の導入や技術改良等に関する情報を周知します。
- 市内の民間企業等と連携し、ドローン、ロボットや ICT 技術(センシング・情報共有等)を活用した気候変動に適応した農業を推進します。

②水環境・水資源分野

- 兵庫県が行う公共用水域の常時監視(継続的な水質調査)と情報共有を図ります。

③自然生態系分野

- 気候変動により引き起こされる生物多様性の損失(種の絶滅など)や生態系サービスの低下に関して、市民への普及啓発を実施します。
- 地域の環境保全団体と連携して、既に市内に定着している特定外来生物(ナルトサワギク、ナガエツルノゲイトウなど)の駆除を推進します。

④自然災害・沿岸域分野

- 洲本市電子ハザードマップにより、市内の土砂災害・洪水・津波・高潮・ため池に係るハザードマップをインターネット上の地図で確認できるようにします。

- 避難訓練と合わせた防災教育の実施や防災と福祉の連携等、様々な機会づくりにより、防災思想・意識の向上を図るとともに、普及啓発に努めます。
- 他市町等との相互応援協定の締結を推進します。
- 公共施設等の耐震化や社会基盤施設の老朽化対策等を推進します。

⑤健康分野

- 洲本市愛育連合会等と連携して、高齢者の個別訪問時に熱中症対策を呼び掛けるチラシを配布するなど、熱中症予防の普及啓発を図ります。
- 一人暮らしの高齢者等については、民生委員と連携し、訪問時の熱中症予防の呼びかけ等を推進します。
- 熱中症特別警戒アラートの発表時に備え、クーリングシェルターの設置を推進します。
- 感染症の発生状況や媒介する生物等の情報を収集し、市民への情報提供を行います。

⑥産業・経済活動分野

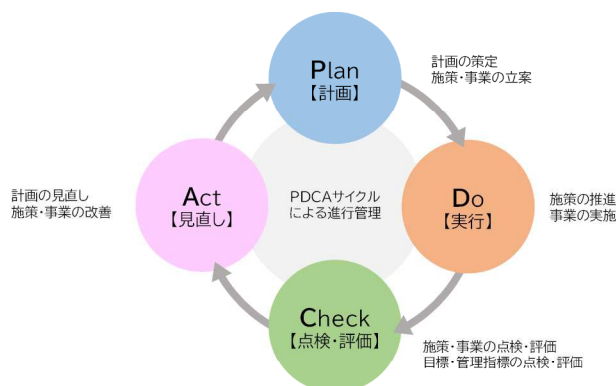
- 気候変動の影響による災害等のリスクに関して、観光業界等との情報共有を図ります。
- 災害時にホテル・旅館等宿泊施設を避難受入施設として迅速に提供できるよう、宿泊関係団体等との協定締結等を進めます。

⑦国民生活・都市生活分野

- 災害による市民生活への影響を最小限に抑えるため、ライフライン事業者との連携を強化し、公共機関、水道、通信などの重要インフラ施設の防災・減災対策を進めます。
- 太陽光発電設備・蓄電池等の自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進します。
- 中心市街地におけるヒートアイランド現象を抑制するため、緑化や保水性舗装などの対策を推進します。

計画の推進体制・点検・見直し

- 本計画は、行政だけでなく、市民や市民団体、地域の企業・事業者などあらゆる主体が参加・連携することが必要です。計画の推進に際しては、個別の協議会を設置することも視野に入れ、庁内外を問わず、広く関係団体と連携・協調を図ることとします。
- 計画の進行は、「Plan(計画)」・「Do(実施)」・「Check(点検・評価)」・「Action(見直し)」のPDCAサイクルで管理していきます。毎年度の報告を行い、各施策についての取組結果を公表します。また、計画の最終年度には、総合的な達成状況の評価を行い、次期計画策定につなげます。



すもとの新しい「あたりまえ」をつくっていこう ～洲本の豊かな自然を守り・育てるために～

地球のためのちょっとした工夫が「あたりまえ」になれば未来は変わります。
難しいものはひとつありません。
洲本の、そして地球の美しい自然や生態系を守るために、できることを
あたえまえにやる、そんな世の中をいっしょにつくってきましょう。

暮らしの中でコツコツと

- ☑ 楽しい気持ちで、我慢せずに継続できる脱炭素アクションを通じて、気候変動対策と生活の質の両立を図ります。
- ☑ 市民が地球にやさしい生活を送りながら、誰ひとり取り残されことなく、誰もが豊かにいきいきと健康・快適に暮らせる洲本にします。

地球に優しく・選ばれる企業に

- ☑ 民間企業も含め、様々な主体がそれぞれの役割を果たすとともに、協力しながら一緒にまち全体に対策を広げます。
- ☑ 洲本の経済の屋台骨である中小企業も脱炭素経営を通じて、選ばれる企業に成長します。



海・森の自然の恵みを育んで

- ☑ 洲本の魅力である豊かな海・森の恵みを享受し、子どもたちは健やかに成長します。
- ☑ 人々の暮らしと自然生態系が共存しつつ、経済が発展する洲本にします。

にぎわいのある安心・安全なまちへ

- ☑ 豊かな自然を活かした体験や、新鮮な地元食材を活かした食の魅力などにより、多くの方でにぎわう洲本にします。
- ☑ 再生可能エネルギーを活用した災害レジリエンスの強化やグリーンインフラ等の自然の力を活用した災害に向き合う安心・安全な洲本にします。

洲本市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】＜概要版＞

令和7年3月発行

編集・発行 洲本市市民生活部生活環境課

住所: 〒656-8686 洲本市本町3丁目4番10号

TEL 0799-22-3321、FAX 0799-24-7586